

やましろ体験交流協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、やましろ体験交流協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、本郷、錦、美川、美和地域(以下「やましろ地域」という。)において、体験交流型観光を促進することで、やましろ地域の農林業の活性化及び地域振興に資することを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同するやましろ地域の団体及び個人とする。

(事務局)

第4条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は岩国市錦総合支所内に置く。

(資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体が解散又は消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第6条 会員は退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第7条 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的に反する行為があったとき
- (2) 会員としての義務に違反したと認められるとき

(種 別)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名 以内
- (3) 監事 2名 以内

(選任等)

第9条 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から互選する。

2 会員が団体である場合にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者とする。

(職 務)

第10条 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任 期)

第11条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前項の規定に関らず、前任又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条 役員は無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(会 議)

第13条 会議は総会とする。

(総 会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が召集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

3 総会は、会員の3分の1の出席をもって成立するものとする。

4 総会の議長は、会長が行う。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の議決権を行使できない会員は、総会に出席できないときはその権限を他の会員に委任することができる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項

(委員会等)

第16条 協議会は、必要に応じて委員会等を置くことができる。

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第18条 協議会の財産は、事業に伴う収入及びその他収入による。

2 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第19条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定に関らず、年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第20条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(解散)

第21条 協議会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第11条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の総会は、第15条及び第19条第1項の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立初年度の事業年度は、第17条の規定に関らず、設立総会の日から平成24年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年6月21日から施行する。